

受附 号
第 12.7.28
昭和
日置村役場

鳥取縣公報

縣 令

第八百四十七號

昭和十二年七月二十七日

火曜日

◇鳥取縣令第三十七號

昭和二年鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ昭和十二年七月二十七日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第二十五條 收支命令者前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ納人ニ對シ納額告知書又ハ縣金庫ニ對シ收入命令ヲ發スベシ但シ縣出納吏ニ即納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ納人ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 收支命令者納額告知書又ハ收入命令ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ現金納付未濟或ハ收入未濟ナル場合ハ直ニ訂正ノ手續ヲ爲シ既ニ納付濟又ハ收入濟ナルトキハ之ガ訂正方ヲ縣金庫ニ請求スベシ

第一百五十九條ノ二 縣金庫收支命令者ヨリ收入命令ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書及領收濟

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル) 第八百四十七號 昭和四年四月十五日 (第三種郵便物認可)
火金曜日發行 (時ハ翌日) 昭和十二年七月廿七日

通知書ヲ收支命令者ニ送付スベシ

◇鳥取縣令第三十八號

藝妓娼妓酌婦等紹介營業取締規則左ノ通定ム

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

藝妓娼妓酌婦等紹介營業取締規則

第一條 本令ニ於テ紹介營業ト稱スルハ藝妓、娼妓、酌婦、女給、又ハ之ニ類スル者ノ紹介ヲ業トスル者(以下單ニ營業者ト稱ス)ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ營業所所在地ノ所轄警察署長ニ願出デ許可ヲ受クベシ第一號ノ法人ノ定款、代表者第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 本籍、住所、氏名、生年月日及履歷(法人ニ在リテハ定款寫並其ノ代表者ノ本籍住所、氏名生年月日及履歷)

二 營業所所在地

三 紹介セントスル職業ノ種類

四 妻ニ在リテハ夫ノ同意書

五 出願前三ヶ月以内ニ撮影シタル寫真二葉(名刺版、無臺紙、脫帽、正面半身像)

本籍、住所、氏名ニ變更アリタルトキハ其ノ變更後七日以内ニ營業所所在地ノ所轄警察署長ニ届出ツベシ

第三條 營業者(法人ノ代表者ヲ含ム)從業者及其ノ同居ノ戸主竝家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、カフェー、貸座敷、藝妓置屋、遊技場、紹介、營業以外ノ營利職業紹介、質屋、古物商、金錢貸付業、周旋業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ從業者タルコトヲ得ズ

代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員タルコト亦同ジ

第四條 營業者從業者ヲ使用セントスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歷ヲ具シ出願前二ヶ月以内ニ撮影シタル寫真二葉(名刺版、無臺紙、脫帽、正面半身像)ヲ添附シ營業所所在地ノ所轄警察署長ノ認可ヲ受クベシ從業者ノ住所氏名ニ變更アリタルトキ營業者ハ其ノ旨七日以内ニ營業所所在地ノ所轄警察署長ニ届出ツベシ

第五條 左ニ掲グル者ハ營業ヲ許可セズ

- 一 未成年者、禁治産者、準禁治産者
- 二 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認ムル者
- 三 他人ニ名義ヲ假スノ虞アリト認ムル者

第六條 紹介營業許可ノ場合ハ第一號様式ノ紹介營業許可證從業者使用認可ノ場合ハ第二號様式ノ紹介營業從業者認可證ヲ下付ス

前項ノ規定ニ依ル許可證又ハ認可證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ三日以内ニ届出デ再下付ヲ受クベシ

第七條 營業者ハ第三號様式ノ看板ヲ營業所ノ賭易キ場所ニ掲示スベシ但シ娼妓ナル文字ヲ掲示スルコトヲ得ズ

第八條 紹介營業許可證又ハ紹介營業從業者認可證ハ從業中常ニ携帯シ警察官吏ノ要求アル場合ハ之ヲ掲示スベシ

第九條 未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニテハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ同意ナキ者及ビ本籍、住所、氏名詳カナラザル者ハ之ヲ紹介スルコトヲ得ズ但シ其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ノ認可ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 營業者紹介ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ第四號様式ニ依リ紹介先竝被紹介者ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第十一條 他府縣ニ於テ紹介營業ノ許可ヲ受ケタル者竝其ノ從業者ニシテ本縣内ニ於テ紹介ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ求職者又ハ求人者ノ住居地所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、氏名、生年月日

二 紹介豫定人員、種類

三 手数料額及其ノ領收方法

四 紹介ヲ爲サントスル期間

五 許可證若ハ認可證寫

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者紹介ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ第四號様式ニ依リ之ヲ許可ヲ受ケタル警察署長ニ届出ヅベシ

第十二條 紹介手数料ハ契約金額ノ定メアルモノハ其ノ金額ノ百分ノ十其ノ定メナキモノニ在リテハ五圓ヲ超エザル範圍内ニ於テ紹介セントスル職業ノ種類別ニ定メ領收方法ヲ具シ所轄警察署長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第十三條 營業者ハ手数料ニ關シ左ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ

一 手数料ハ抱主又ハ雇主ヨリ受クルコト

二 手数料ハ營業所ノ賭易キ場所ニ掲示スルコト

- 三 手數料ハ契約成立後ニ非ザレバ之ヲ領收セザルコト
- 四 自ラ紹介シタル者ヲ其ノ違約期間中他ニ紹介シタルトキハ手數料ヲ領收セザルコト
- 五 二人以上ニテ紹介シタル場合ニ於テモ手數料ハ合算シ認可制限額ヲ超エザルコト
- 六 手數料ヲ領收シタルトキハ其ノ金額並事由ヲ明記シ領收書ヲ交付スルコト

第十四條 營業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 業務ニ關シ誇大又ハ虛偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
- 二 紹介ニ際シ求職者ノ身元、性情、技能、健康狀態、求職者ノ家庭ノ狀況、勞務條件、報酬其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虛構シ又ハ隱蔽スルコト
- 三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト
- 四 強ヒテ求職ヲ勸誘スルコト
- 五 濫ニ契約中ノ藝妓、娼妓、酌婦又ハ被傭中ノ者ヲ他ニ紹介スルコト
- 六 紹介ニ係ル雇傭中ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト
- 七 求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
- 八 求職者ニ對シ風俗ヲ紊ル行爲ヲ爲シ又ハ遊興ヲ勸誘スルコト
- 九 紹介ニ關シ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄スルコト

十 求職者ノ紹介先ヲ隱蔽スルコト

十一 營業所ノ名稱其ノ他業務ニ關シ職業紹介ナル文字ヲ用フルコト

第十五條 營業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ノ爲メ特ニ其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 求職者ヲ宿泊セシムルコト
 - 二 求職者ニ對シ財物ノ給與又ハ貸付ヲ爲シ若ハ代辦、立替ヲ爲スコト
 - 三 求職者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管、賣買又ハ質入ヲ爲スコト
 - 四 求職者ノ財物ヲ買受クルコト
- 前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ第二號乃至第四號ニ掲グル行爲ヲ爲シタルトキハ入質、保管、買受其ノ他支出セルモノナルトキハ相手方ノ領收書又ハ之ヲ證スベキ書類ヲ徴シ求職者ニ交付スベシ
- 第十六條 營業者ハ第五號様式ノ紹介名簿ヲ調製シ一葉毎ニ番號ヲ附シ所轄警察署ノ檢印ヲ受クベシ

第十七條 營業者ハ營業所ニ前條ノ名簿ヲ備ヘ紹介シタルトキハ即時所定事項ヲ記載スベシ前項ノ名簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ五年間之ヲ保存スベシ

第十八條 營業者ハ第六號様式ニ依リ毎月五日迄ニ前月分ノ營業狀況ヲ營業所所在地ノ所轄警察署長ニ届出ツベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ營業者ヨリ營業許可證又ハ從業者認可證ヲ添附シ七日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツベシ

營業者死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキハ戶主又ハ家族ヨリ法人解散シタルトキハ清算人ヨリ之ヲ爲スベシ

一 營業ヲ廢止シ又ハ從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ

二 營業者又ハ從業者死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ

第二十條 所轄警察署長ハ警察官吏ヲシテ隨時營業所ニ臨檢シ書類、帳簿ノ検査ヲ爲シ又ハ其ノ提出ヲ命ジ其ノ他取締上必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

第二十一條 營業者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ第五條各號ノ一ニ抵觸スルニ至リタルトキハ其ノ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトアルベシ

從業者ニシテ從業ニ適セズト認メタルトキ其ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

第二十二條 紹介營業者組合ヲ設ケンタルトキハ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ左ノ事項ニ付組合規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 目的

二 名稱

三 區域及組織

四 事務所所在地

五 役員ノ選舉方法、任期及權限

六 會議ニ關スル事項

七 組合經費ノ收支ニ關スル事項

八 手數料額及其ノ領收方法ニ關スル事項

九 加入及脫退ニ關スル事項

十 違約者處分ニ關スル事項

十一 解散ニ關スル事項

十二 其ノ他營業上必要ナル事項

第二十三條 組合ハ役員ノ選舉、組合經費ノ豫算決算其ノ他組合ニ於テ爲シタル議決事項ヲ五日以内ニ解散ヲ爲シタルトキハ直ニ知事ニ届出ツベシ

第二十四條 知事ハ公益上必要アリト認メタルトキハ組合規約ノ變更若ハ組合ニ於テ爲シタル議決

ノ取消又ハ組合ノ解散ヲ命ヅルコトアルベシ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條、第三條、第四條、第六條第二項、第八條乃至第十八條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル名簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第二十條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢又ハ書類、帳簿ノ檢査若ハ提出ヲ拒ミ又ハ訊問ニ應ゼ

ズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ取締上ノ命令若ハ處分ニ從ハザル者

第二十六條 第七條、第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十七條 營業者法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ

法人ノ代表者ニ付適用ス

第五條、第十三條乃至第十五條及其ノ罰則ノ規定ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル從業者ニ之ヲ準用

ス

營業者ハ從業者同店ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ營業ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命

令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

第二十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ紹介營業ノ許可ヲ受ケ現ニ紹介營業ヲ營ム者ハ本令第

二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

從前ノ規定ニ依リ紹介營業從業者ノ認可ヲ受ケ現ニ從業中ノ者ニ付テハ本令第四條第一項ノ規定

ニ依リ認可アリタルモノト看做ス

第三十條 前條ニ依ル紹介營業者又ハ從業者ニシテ引續キ紹介營業又ハ紹介營業從業者タラントス

ルトキハ本令施行後三十日以内ニ第二條第一項各號ノ事項又ハ第四條第一項ノ事項ヲ營業所所在

地ノ所轄警察署長ニ届出デ許可證又ハ認可證ヲ受クベシ

第三十一條 大正元年縣令第二十八號紹介營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第一號樣式

十一糎(約三寸七分)

表

第 號

昭和 年 月 日下付

藝妓(酌婦)(女給)紹介營業許可證

何 警察署 印

(分七寸二約)糎八

裏

備考	處分	寫真 印	本籍 住所	氏	年 月 日 生	名
	違					
	反					
	處分					
	官署					
取	取	取	取	取	取	取

(用紙厚紙)

第二號樣式

十一糎(三寸七分)

表

第 號

昭和 年 月 日下付

藝妓(娼妓)紹介營業從業者認可證

何 警察署 印

(分七寸二)糎八

裏

備考	處分	寫真 印	本籍 住所	氏	年 月 日 生	名
	違					
	反					
	處分					
	官署					
取	取	取	取	取	取	取

第三號様式

七十五糧 (約二尺五寸)

藝妓 (酌婦) (女給) 紹介營業
住所 氏名

← 糧 一 十 二 →
(寸七約)

第四號様式

紹介届

紹介年月日	
求職者住所 氏名	
生年月日	

紹介先 住所氏名職業	職業	契約ノ概要 契約期間 契約金 給料 其ノ他	手 數 料 領收シタル金額	從業者又ハ 共同紹介者
	紹介シタル 職業			前 職 業

第五號様式

紹介名簿

(用紙美濃紙)

紹介年月日	求職者住所 氏名	生年月日	紹介先 住所氏名職業	職業	契約ノ概要
				紹介シタル 職業	契約期間 契約金 給料 其ノ他
				前職業	

第六號様式

紹介營業狀況、届

手 數 料	從業者又ハ 住 所	共同紹介者 氏 名	備考	第六號様式 紹介營業狀況、届	職業ノ種類 就業地名	藝 妓	
	領收シタル金額					縣 内	縣 外

娼妓		酌婦		何々	
縣外	縣内	縣外	縣内	縣外	縣内

右御届候也

昭和 年 月 日

住所氏

名印

何警察署長殿

訓令

◆鳥取縣訓令甲第十號

收 支 命 令 者
縣 金 庫

昭和二年鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣會計規則ニ規定スル書類及帳簿様式中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第九號様式ノ次ニ左ノ様式ヲ加フ

第九號様式ノ二 收入命令

入 收	收支命令者	會計課長	主任
	第 號	昭和 年度	一般特別會計歳入

命 令

一金
右金額收入ヲ要ス
年 月 日
收支命令者鳥取縣知事

鳥取縣本金庫

領 收 濟 通 知 書

第 號	鳥 取 縣 本 金 庫
昭和 年度	一般特別會計歳入

一金
但
右領收濟ニ付及通知候也
年 月 日
收支命令者鳥取縣知事

鳥取縣本金庫
殿

領 收 證 書

第 號	鳥 取 縣 本 金 庫
昭和 年度	歳入

一金
但
右領收候也
年 月 日

鳥取縣本金庫

告 示

◆鳥取縣告示第四百三十五號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十二年五月二十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

検査月日	検査場所	検査區域	牽付時刻
七月三十一日	日野郡二部村福岡	二部村一圓	午前九時
同	同郡同村畑池	同村一圓	午後二時
八月二日	同郡同村福居	同村一圓	午前九時
同	同郡同村二部	同村一圓	午後二時
八月三日	同郡溝口町金屋谷	溝口町一圓	午前十時
八月四日	同郡同町中祖	同町一圓	午前九時
同	同郡同町根雨原	同町一圓	午後二時
八月五日	同郡溝口家畜市場	同町一圓	午前九時
八月六日	同郡八郷村丸山	八郷村一圓	午前九時
同	同郡同村眞野	同村一圓	午後二時
八月七日	同郡同村久古	同村一圓	午前九時

同	同郡同村林ヶ原	同村一圓	午後二時
八月九日	同郡日光村添谷	日光村一圓	午前十時
同	同郡同村富江	同村一圓	午後二時
八月十日	同郡同村吉原	同村一圓	午前九時
八月十一日	同郡米澤村下蚊屋	米澤村一圓	午前十時
八月十二日	同郡同村美用	同村一圓	同
同	同郡同村宮市	同村一圓	午後二時
八月十三日	同郡同村貝田	同村一圓	午前九時
同	同郡江尾村江尾	江尾村一圓	午後二時
八月十四日	同郡同村佐川	同村一圓	午前九時
同	同郡神奈川村洲河崎	神奈川村一圓	午後二時
八月十六日	同郡同村俣野	同村一圓	午前九時
同	同郡同村武庫	同村一圓	午後二時

八月十七日	同郡日野村舟場	日野村舟場	午前九時
八月二十八日	同郡根雨町板井原	根雨町一圓	午前九時三十分
同	同郡同町金持	同町一圓	午後二時
八月二十九日	同郡同町眞住	同町一圓	午前九時
同	同郡同町家畜市場	同町一圓	午後二時
八月三十日	同郡日野村榎市	日野村一圓	午前九時三十分
同	同郡同村本郷	同村一圓	午後二時
八月三十一日	同郡同村下榎	同村一圓	午前九時
同	同郡同村津地	同村一圓	午後二時
九月十四日	同郡黒坂町久住	舊黒坂一圓	午前十時
同	同郡同町黒坂	同町一圓	午後二時

鳥取縣告示第四百三十六號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼

養スル牝牛ニシテ妊娠百日以内並不妊ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左記ノ通施行ス 但檢診合格證有效期限内ノモノヲ除ク 依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證ヲ携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

七月二十七日	八頭郡 智頭町野原	智頭町那岐區一圓	午前九時
七月二十八日	同郡 同町三吉	同町土師區一圓	同
七月二十九日	同郡 山郷村中原	同町山形區一圓	同
同	同郡 智頭町新見	智頭町智頭區一圓	同
同	同郡 同町新見	同町富澤區一圓	同
七月三十日	同郡 社村安引	社村一圓(古用瀬家與金屋ヲ除ク)	午前八時
同	同郡 用瀬町市場	用瀬町一圓(社村古用瀬家與金屋ヲ含ム)	午前八時
七月三十一日	同郡 佐治村大水	佐治村加瀬木以南一圓	午前九時
同	同郡 同村古市	同村森坪以北一圓	午前九時
八月二日	同郡 大村鷹狩	大村一圓	午前八時

八月三日	同郡	散岐村佐貫	散岐村一圓	同
八月四日	同郡	八上村成田	八上村一圓	同
八月五日	同郡	西鄉村牛戸	西鄉村一圓	同
八月五日	同郡	河原町河原	河原町一圓	同
八月五日	同郡	國英村山手	國英村一圓	同
八月六日	同郡	國中村石田百井	國中村一圓	同
八月六日	同郡	賀茂村郡家	賀茂村一圓	同
八月七日	同郡	上私都村麻生	上私都村一圓	午前九時
八月七日	同郡	中私都村市場	中私都村一圓	午前九時
八月九日	同郡	下私都村大坪	下私都村一圓	午前八時
八月九日	同郡	船岡村船岡	船岡村一圓	午前八時
八月十日	同郡	大伊村椋上	大伊村一圓	同
八月十一日	同郡	隼村見槻中	隼村一圓	同
八月十一日	同郡	大御門村殿	大御門村一圓	同
八月十二日	同郡	安部村安井	安部村一圓	同
八月十六日	同郡	丹比村南	丹比村一圓	午前八時半
八月十七日	同郡	若櫻町市場	若櫻町一圓	午前九時
八月二十一日	同郡	八東村東 池田村岩屋堂	八東村一圓 池田村一圓	同

鳥取縣告示第四百三十七號

岩美郡服部村外一村耕地整理組合換地處分變更ノ件認可セリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第四百三十八號

東伯郡高城村般若第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第四百三十九號

岩美郡浦富町浦富耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第四百四十號

岩美郡本庄村恩志第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第四百四十一號

氣高郡大和村横枕耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第四百四十二號

西伯郡境町

右者ニ對シ左記游泳池使用ヲ許可シタリ

昭和十二年七月二十七日

鳥取縣知事

立田清辰

- 一名 稱 境海水浴場
- 二 所在地 西伯郡境町岬町
- 三 開設期間 自七月十日 至九月十日

彙報

七月二十八日發行官報附錄「週報」掲載内容左ノ通

週報第四十一號掲載内容

- 一 派兵後の北支 (陸軍省新聞班)
- 一 國民心身鍛練運動 (文部省)
- (國際時事解説) ——
- 一 北支那を觀る (外務省情報部)
- (ラデオ體操圖解添付)

昭和十二年七月廿七日印刷
昭和十二年七月廿七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所